

# 青森県報

第二千三百六十四号

平成十六年  
八月十一日  
(水曜日)

## 告 示

青森県告示第五百三十三号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成十六年七月六日、八日及び十五日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成十六年八月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

### 公 告

- 飼料の試験の結果の概要……………（畜産課）…一
- 保安林の指定解除予定……………（林政課）…二
- 道路の供用の開始……………（道路課）…二
- 大規模小売店舗の変更の届出……………（経営振興課）…三
- 土地改良区の定款変更の認可……………（農村整備課）…三
- 県営土地改良事業計画の決定……………（同）…三
- 肥料登録の有効期間の更新……………（食の安全・安心推進室）…四
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………（県境再生対策室）…四

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要										違反の内容			
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	消化率 %	T D N %		M E kcal/kg	その他 の査 水分%	
丸光水産株式会社 社工場 八戸市諏訪二丁目26- 16	同 左	60%フイッシュミール	16.6	62.4													
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字 海岸24-8	同 左	パワフル子豚M	16.7	16.1	4.3	0.65	0.54	3.1	4.0					78.2			14.2

東北ノースワン 株式会社青森営業所 青森市問屋町二丁目 14-11	回 在	P P F 1 S	16.7	18.2	5.6	3.93	0.60	2.7	11.3			2,910	11.9	
		日配 合成飼料 用イラスターUD	16.7	19.0	7.4	1.21	0.57	2.3	5.1			3,260	12.1	
		日配 合成飼料 前期用D	16.7	24.3	5.7	1.00	0.67	2.9	5.3			3,100	13.0	
		日配 合成飼料 用イラスターUD	16.7	15.5	3.4	0.96	0.66	3.5	5.3		74.2		13.8	
		ノーサン印 成鶏飼育用配 合飼料 ルシールSセブン(A)	16.7	17.1	3.3	3.61	0.47	2.2	10.8				12.6	

注 試験結果の概要の欄中来養成分に関する検査にあっては、個別検査項目に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第五百三十四号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十六年八月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所  
上北郡野辺地町字向田六一六の二、六一六の三、六一七の九、六一七の一〇（以上四筆国有林）、一一七の二・三七五・三七七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四七九の二、五八五の二、五八五の四
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 保安林を解除しようとする理由  
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び野辺地町役場に

備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第五百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十六年九月十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十六年八月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始日
県道 弘前鰯ヶ沢線	西津軽郡鰯ヶ沢町大字建石町字島田二二二三から 西津軽郡鰯ヶ沢町大字建石町字大曲二八二二まで	平成一六・八・三

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年八月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオン下田ショッピングセンター  
上北郡下田町字中野平四〇の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
下田タウン株式会社 上北郡下田町字中下田 一三五の二 代表取締役 横田稔弘	下田タウン株式会社 上北郡下田町字中下田 一三五の二 代表取締役 羽間和彦	平成 一六・五・一八

- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役 岡田元也外五十四者

- 四 届出年月日

平成十六年七月二十九日

- 五 届出書の縦覧

- 1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び下田町役場

- 2 期間

平成十六年八月十一日から同年十二月十一日まで

- 3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、下田町役場にあつては、その執務時間内とする。

- 六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

- 1 提出期限

平成十六年十二月十一日

- 2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

- 3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

- 4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大豆田土地改良区の定款の変更を平成十六年七月三十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十六年八月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、桜沢地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年八月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十六年八月十二日から同年九月八日まで

三 縦覧の場所

五戸町役場

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、平成十六年八月三日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十六年八月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 四五号	肥料の種類 魚かす粉末	肥料の名称 七・〇片倉 魚かす粉末	保証成分量 (パーセント) 窒素全量 七・〇 りん酸全量 六・〇	その他の 規 格 公定規格 のとおり	生産業者の氏 名又は名称及 び住所 片倉チツカリ ン株式会社 東京都千代田 区九段北一丁 目一三の五
---------------------	----------------	-------------------------	---	-----------------------------	---

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十六年八月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

二 県境不法投棄産業廃棄物の中間処理業務一式

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

四 青森県特別対策局県境再生対策室

五 青森市長島一丁目の一

六 契約の方法

七 随意契約

八 契約の相手方を決定した日

九 平成十六年七月十二日

一〇 契約の相手方の名称及び住所

一一 青森リニューアブル・エナジー・リサイクリング株式会社

一二 青森市大字戸門字山部二八の八

一三 契約金額

一四 一トン当たり二万八千円

一五 随意契約の理由

一六 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

一七 第一号

一八 契約の相手方を決定した手続

一九 予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------